

価格別紙参照

建築条件なし

益城台地中区 益城町古閑 全2区画 【希少な区画整理地内】

所在地	熊本県上益城郡益城町古閑356-2 付近 【ナビ検索】			水道加入金	13mm:68,200円 20mm:134,200円	無 料 査 定 受 付 中 !	不 動 産 売 買 専 門 店
区域区分	市街化区域			受益者負担金	㎡×370円		
用途地域	第1種住居専用地域			仲介手数料	売買代金×3%+6万円×1.1(税)		
接道	西側・北側:公道 幅員約6m			電柱位置	-		
交通	コミバス:広安西小学校前 徒歩約9分			小学校 中学校	広安西小学校/ 益城中学校		
建蔽/容積	60%/200%	地目	宅地	引渡時期	相談		
上水	宅内	下水	宅内	取引形態/ 情報公開日	媒介/令和8年7月10日		

備考

- ・現況渡しになります。(現況更地)
- ・盛土規制法による規制対象区域内です。
- ・農地転用が必要になります。



不動産に価値を見出す

CLEVER TREND

株式会社 クレバートレンド

熊本県知事(1)第5868

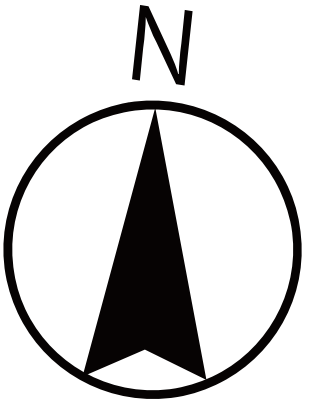
熊本市中央区八王寺町48番15-103号
TEL:096-234-9770/FAX:096-234-9550

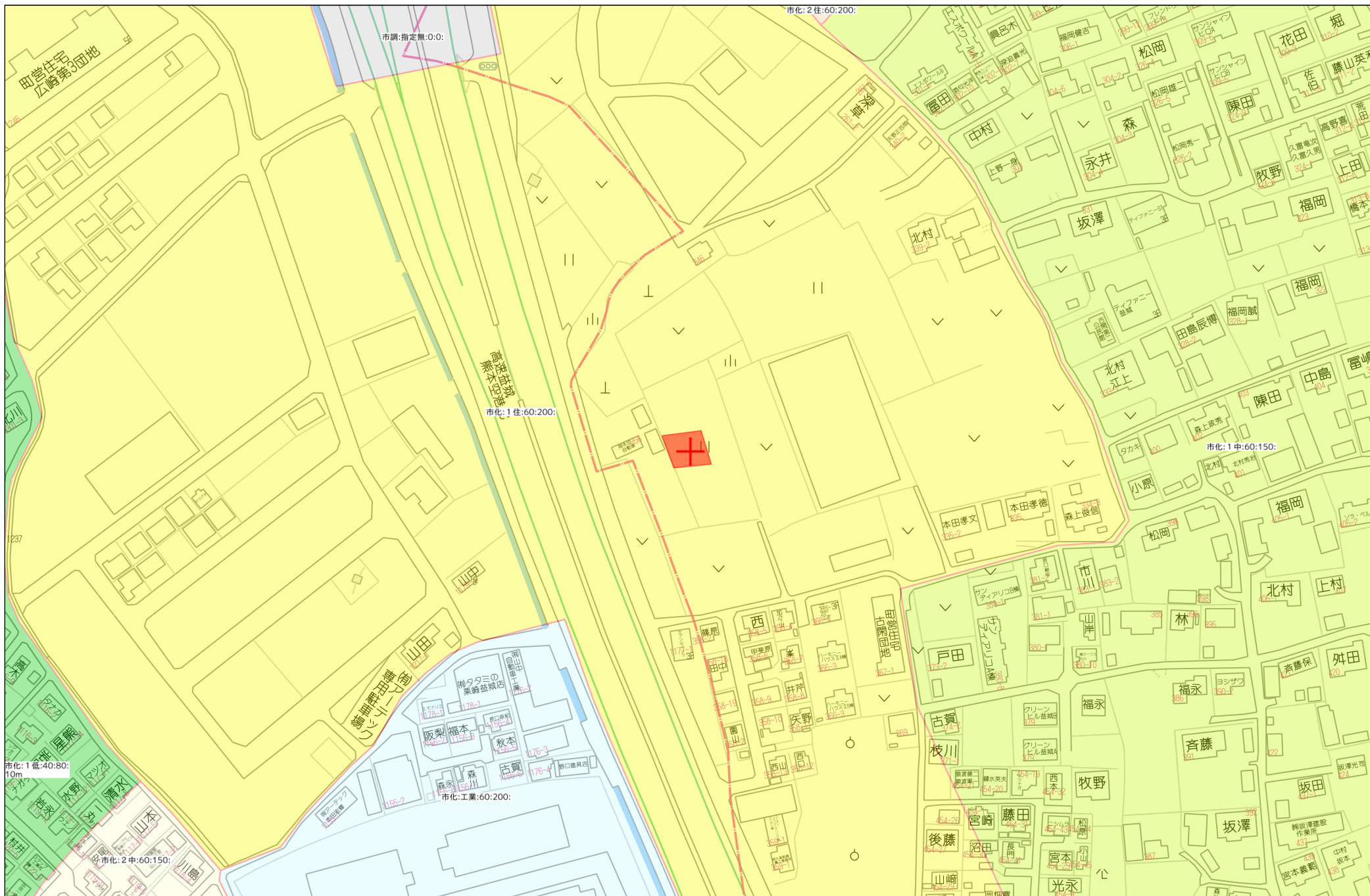
担当(後藤)080-3377-7116

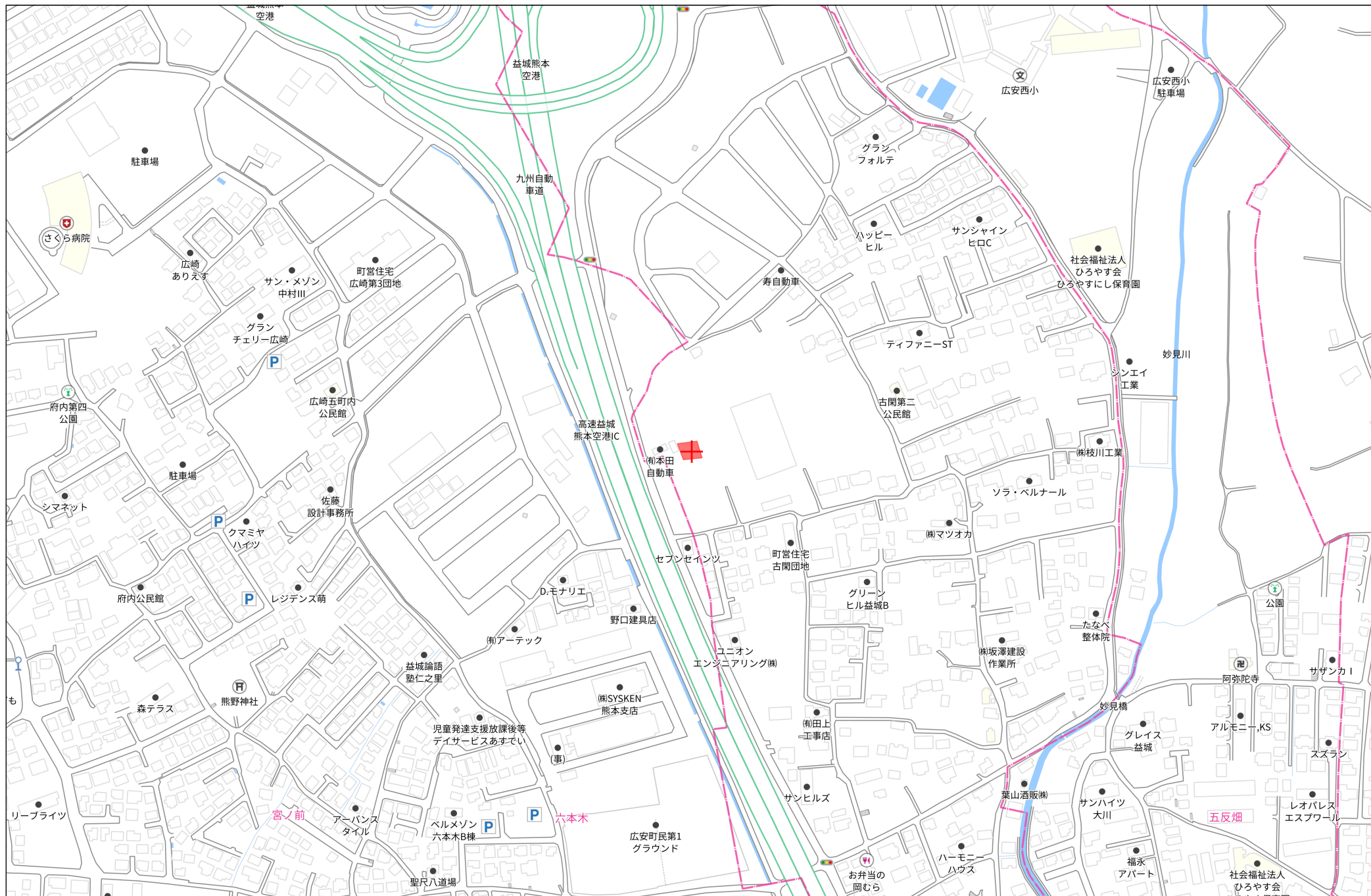
公道

1-1

RESERVE

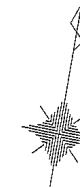




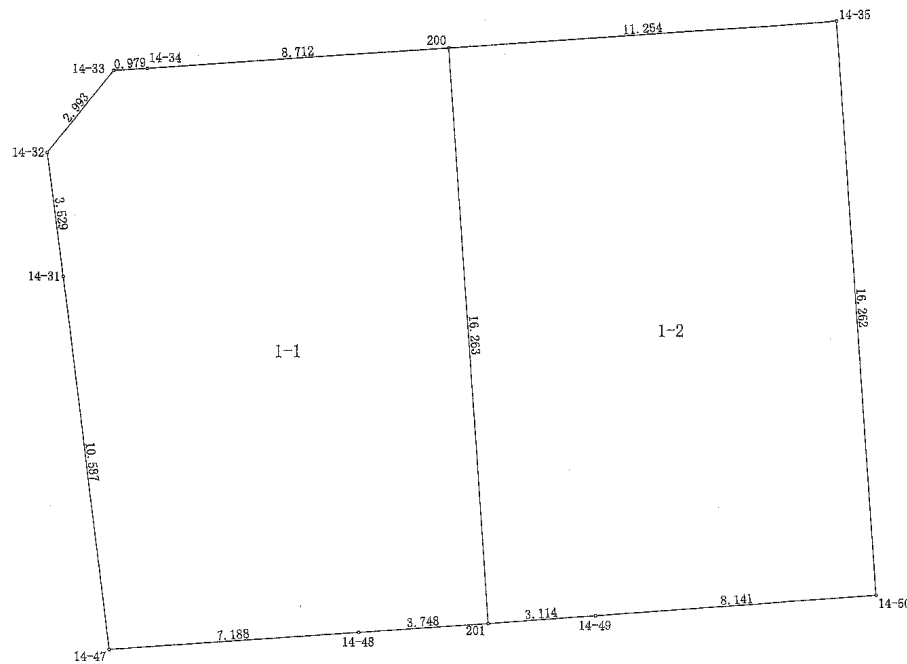


140m

1:3000



縮尺=1/150



地番	1-1			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
200	-23491.218	-19519.250	265793.627250	16.263
201	-23506.980	-19515.246	325611.879510	3.748
14-48	-23507.903	-19518.879	52564.341147	7.188
14-47	-23509.673	-19525.846	-162611.245488	10.587
14-31	-23499.575	-19529.027	-262880.232447	3.529
14-32	-23496.212	-19530.097	-116789.980060	2.993
14-33	-23493.595	-19528.645	-55637.109605	0.979
14-34	-23493.363	-19527.694	-46417.328638	8.712
		倍面積	-366.048331	
		面積	183.0241655	
		地積	183.02	㎡
		坪数	55.36	

地番	1-2			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
14-50	-23504.208	-19504.338	-346514.068908	16.262
14-35	-23488.447	-19508.342	-253413.362580	11.254
200	-23491.218	-19519.250	361750.260250	16.263
201	-23506.980	-19515.246	292631.113770	3.114
14-49	-23506.213	-19512.228	-54087.896016	8.141
		倍面積	366.046516	
		面積	183.0232580	
		地積	183.02	㎡
		坪数	55.36	

合計 366.04



熊本市計画事業益城台中土地区画整理事業
 施行者 益城台中土地区画整理組合
 代表者 理事長 北村 幸



仮換地指定取消通知

令和5年5月15日付け 益台中組第10号の仮換地指定通知は、仮換地指定変更願に基づく換地設計の変更により、取消します。

なお、この取消しの効力発生の日は、令和8年4月23日とします。

記

従前の宅地			仮換地				記事
大字・字地番	地目	登記簿地積 (基準地積)	街区 番号	画地 番号	位置	地積	
古閑豊之内 347	畑	m ² 876.	13	15	添付図面 のとおり	m ² 234.	
		915.21			14	1	
		以下余白					

- 教示1. この通知について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県知事に対して審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。)
2. この通知については、上記1の審査請求のほか、この通知があったことを知った日から6か月以内(上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内)に益城台中土地区画整理組合を被告として、通知の取消しの訴えを提起することができます。
3. ただし、上記1及び2の期間が経過する前に、この通知(審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることや通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。

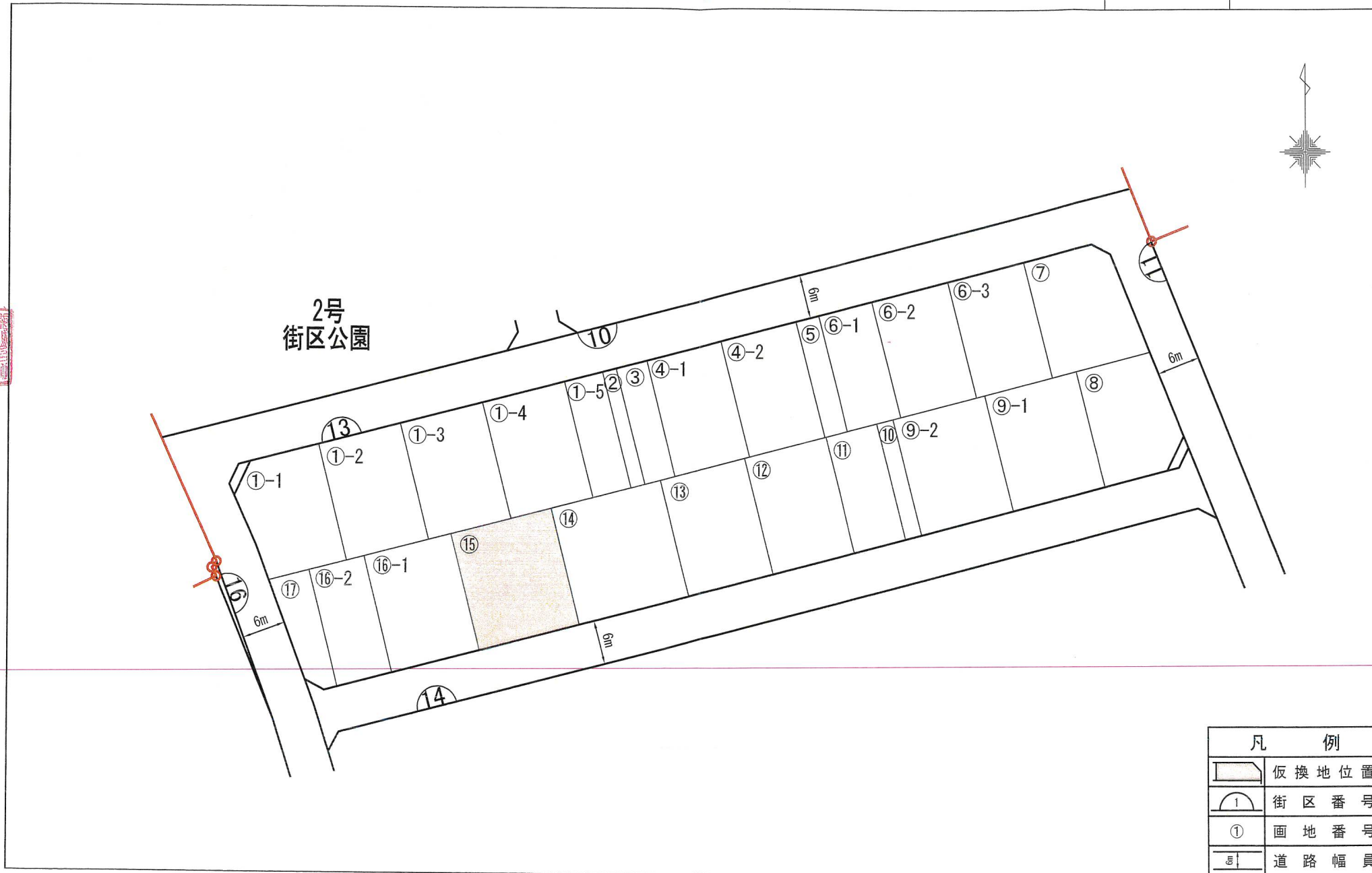
添付図 仮換地位置図・仮換地指定図

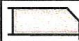
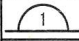
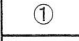
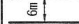
仮換地位置図



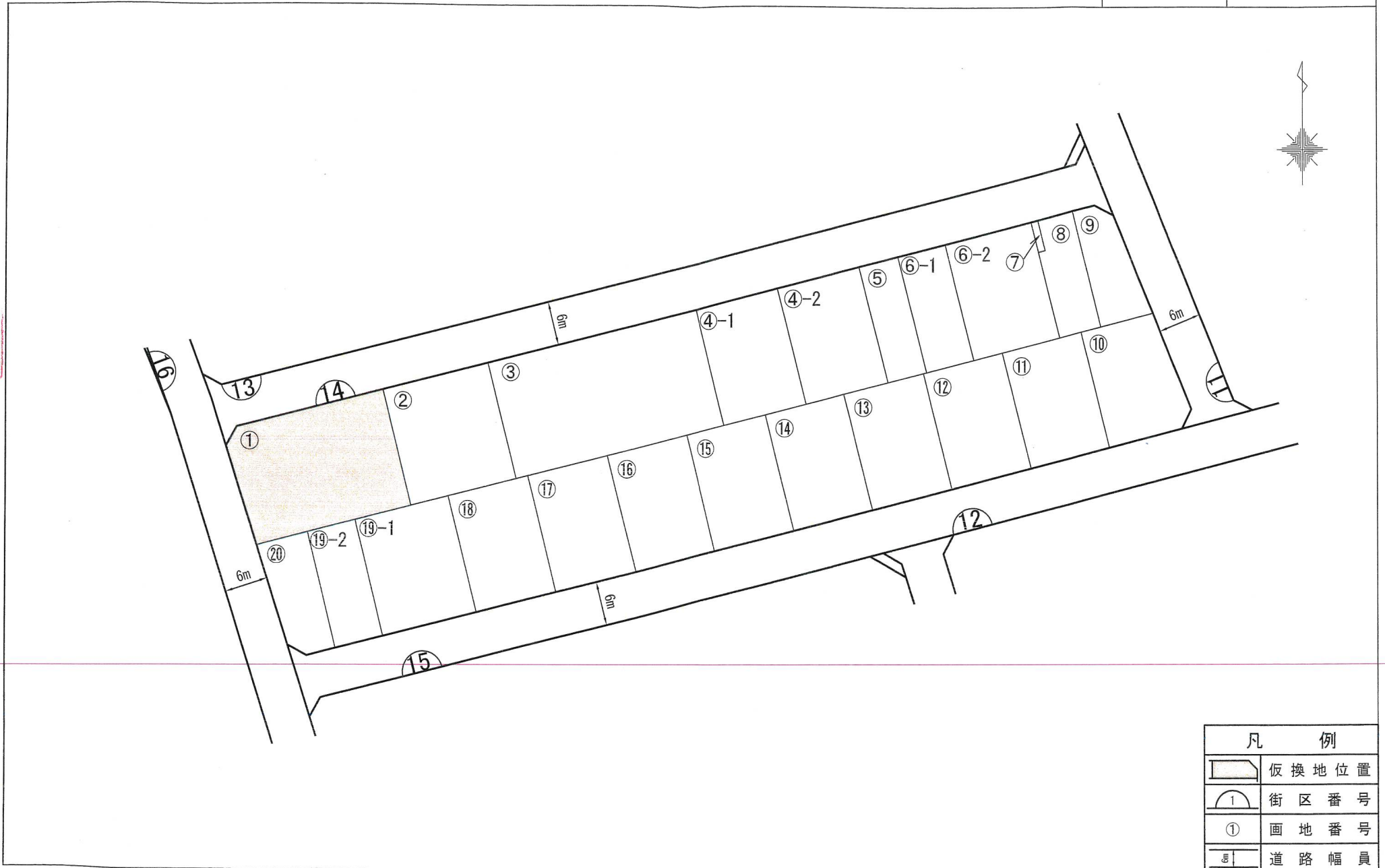
凡 例	
	仮換地位置
①	街区番号

仮換地指定図



凡 例	
	仮換地位置
	街区番号
	画地番号
	道路幅員

仮換地指定図





熊本市計画事業益城台中土地区画整理事業
 施行者 益城台中土地区画整理組合
 代表者 理事長 北村 幸



仮換地の使用収益開始日の通知

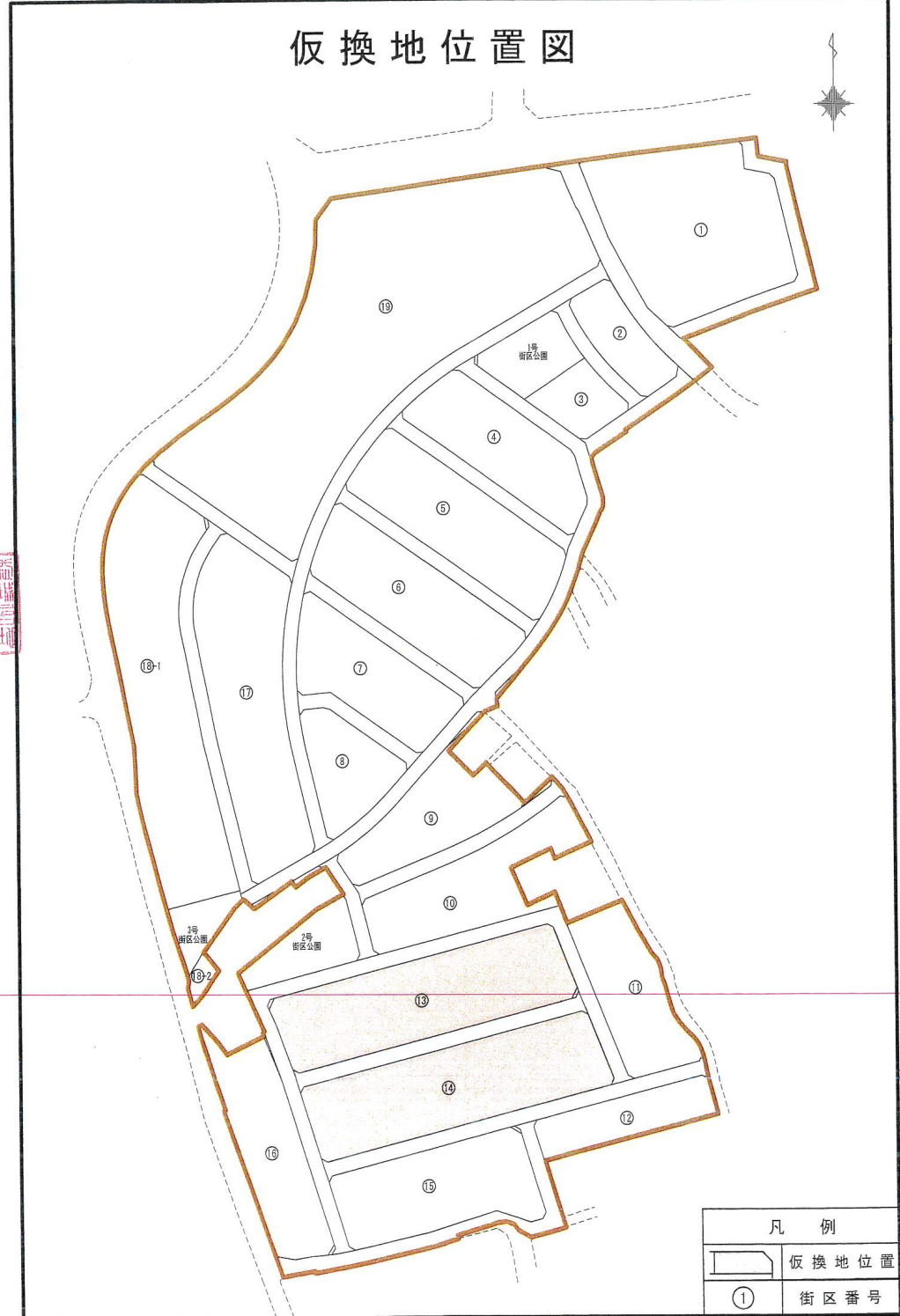
令和5年5月15日付け益台中組第10号の仮換地指定通知について、使用又は収益を開始することができる日を下記のとおり定めましたので、土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第2項の規定により通知します。

記

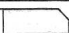
仮換地					摘要
街区番号	画地番号	符号	地積	位置	
13	15		234. ^{m²}	添付図面のとおりに	
14	1-1		183.		
14	1-2		183.		
	以下余白				
使用又は収益を開始することができる日					令和8年4月23日

- 教示1. この通知について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）
2. この通知については、上記1の審査請求のほか、この通知があったことを知った日から6か月以内（上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内）に益城台中土地区画整理組合を被告として、通知の取消しの訴えを提起することができます。
3. ただし、上記1及び2の期間が経過する前に、この通知（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることや通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。

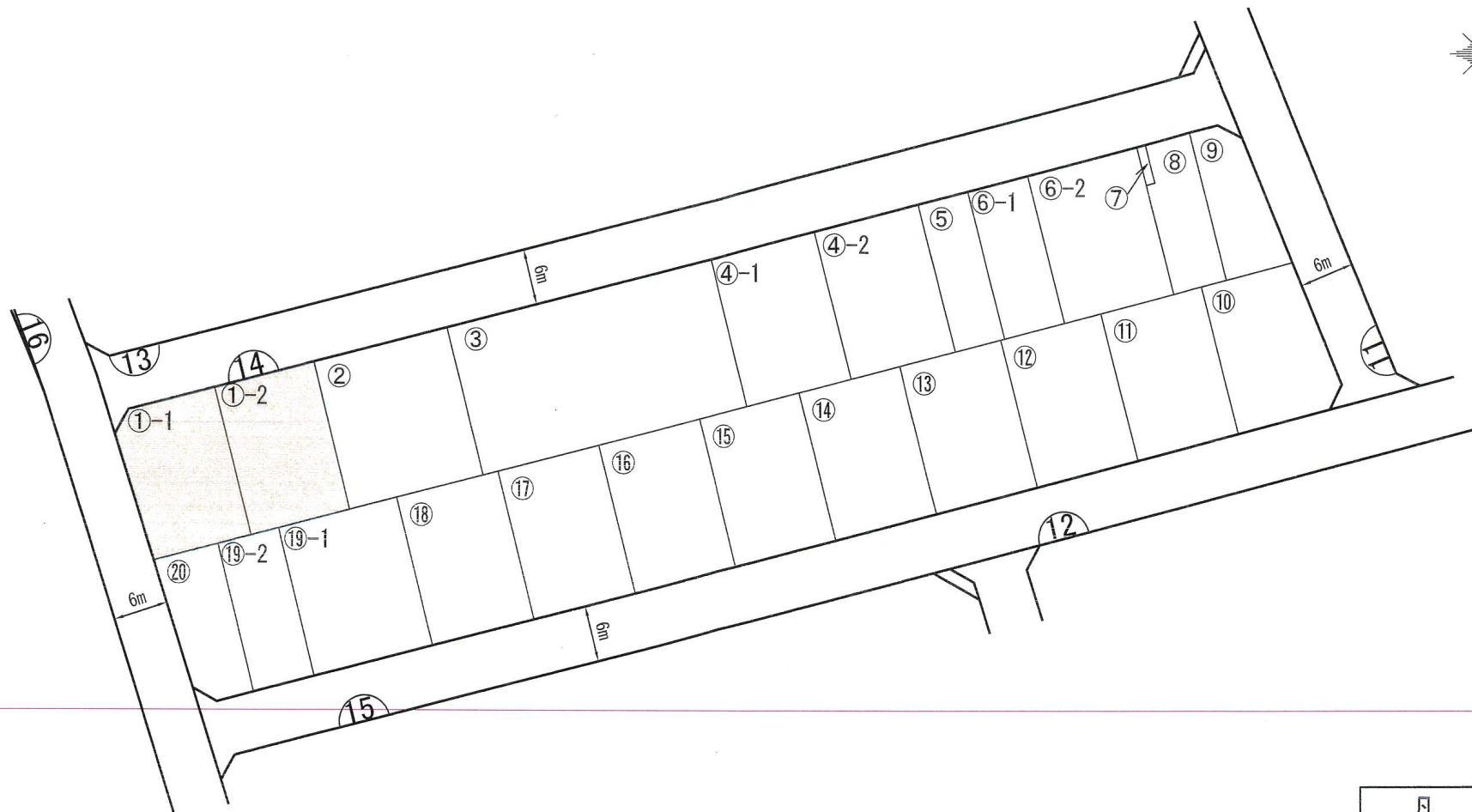
仮換地位置図



益城台地
 中土地区画整理
 事業
 仮換地位置図

凡 例	
	仮換地位置
①	街区番号

仮換地指定図



凡 例	
	仮換地位置
	街区番号
	画地番号
	道路幅員



熊本都市計画事業益城台中土地区画整理事業

施行者 益城台中土地区画整理組合

代表者 理事長 北村 幸



仮換地指定通知

熊本都市計画事業益城台中土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項の規定に基づき、下記のとおり仮換地を指定します。

よって、同法同条第5項及び第99条第2項の規定により通知します。

記

従前の宅地			仮換地				記事
大字・字地番	地目	登記簿地積 (基準地積)	街区番号	画地番号	位置	地積	
古閑豊之内 347- 1	畑	m ² 534. 558.03	13	15	添付図面の とおり	m ² 234.	
古閑豊之内 347- 2	畑	416. 435.62	14	1- 1	添付図面の とおり	183.	
古閑豊之内 347- 3	畑	416. 435.59	14	1- 2	添付図面の とおり	183.	
		以下余白					
仮換地の指定の効力発生の日			令和8年4月23日				
仮換地について使用又は収益を開始することができる日						別に定めて通知する	

- 注意 1. この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。
2. 別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することができません。
3. 上記の仮換地地積は、出来形確認測量の結果多少増減することがあります。

- 教示 1. この通知について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）
2. この通知については、上記1の審査請求のほか、この通知があったことを知った日から6か月以内（上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内）に益城台中土地区画整理組合を被告として、通知の取消しの訴えを提起することができます。
3. ただし、上記1及び2の期間が経過する前に、この通知（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることや通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。

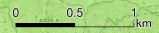
規制区域

益城町



凡例

- 宅地完成等工事規制区域
- 特定盛土等規制区域



測量法に基づく電子測距標準値(標尺) 6.84 125
本図は各標高に対する標高には、国土院の長の承認
を得た資料に基づき作成。

